

令和元年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス

令和元年6月11日

内閣官房副長官補付（再チャレンジ担当）

2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請 ポイント

<背景等>

- 学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるようにすることが重要。
- これまで、経団連の「指針」、就問懇の「申合せ」等、関係省庁の経済団体等への要請、というプロセスにより就職・採用活動の日程等に関するルールを毎年度決定。
- 昨年10月に経団連が今後「指針」を策定しない方針を示したこと等を受け、同月29日の関係省庁連絡会議において、「2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」をとりまとめ、前年度までと同じ日程（広報活動3月・採用選考活動6月）を遵守するよう要請すること等を決定。
- その後、2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を下記のとおりとりまとめ、関係省庁連名により広く経済団体等へ要請。

※今回の要請から、要請事項の周知状況等について、経済団体等へフォローアップを行う。

<3月26日 要請内容のポイント>

1. 就職・採用活動日程

広報活動開始：3月1日以降

採用選考活動開始：6月1日以降

正式な内定日：10月1日以降

2. 採用選考活動について学事日程等に十分配慮すること。

特にオリパラ開催を受け、宿泊施設の確保が困難になること等の事情に十分配慮すること。

3. 日本人海外留学生などに対し、必要に応じて多様な採用選考機会を提供すること。

4. 公平・公正で透明な採用選考活動を行うこと。

5. インターンシップは募集対象を学年で限定せず、広報・採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行うこと。インターンシップと称した広報・採用選考活動そのものを行わないこと。

6. 選考にあたり、成績証明等を一層活用し、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

7. クールビズ等への配慮を行い、その旨を積極的に周知すること。

8. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	選考活動 (卒業年度)
2014年度 (2015年3月)	12月	4月
2015年度 (2016年3月)	3月	8月
2016年度 (2017年3月) ~		6月
2020年度 (2021年3月) 現3年生	3月	6月
2021年度 (2022年3月) 現2年生~	2019年度以降に検討	